

認定介護福祉士認定規則第11条第1項に定めるやむを得ない事情による長期休業等の範囲について

認定介護福祉士認定規則第11条第1項に定めるやむを得ない事情による長期休業等の範囲等を以下のとおりとする。

1 長期休業等の範囲

- (1) 産前産後休業、育児休業、介護休業等の休業期間
- (2) 本人及び家族の病気等による休業期間
- (3) その他、上記に準ずる事情がある場合は、個別に審査を行うこととする。

2 その他

- ・ 認定介護福祉士の更新要件に係る5年の間に、やむを得ない事情による長期休業等の期間がある場合は、別に定める様式により、機構事務局に届け出ることとする。

附則

1 規程の変更

この規程を変更するときは、認定介護福祉士認定部会の議決を経なければいけない。

2 施行日

この規程は、令和4年3月23日から施行する。

3 既登録者に対する更新期限の特例

令和元年9月時点において、既に認定介護福祉士として登録されている者については、令和元年9月から5年を経過した後の3月末日（令和7年3月末日）を更新期限とする。